

綾瀬市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市子育て短期支援事業（保護者（児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、当該児童を短期的に保護し、及び養育する事業をいう。以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 児童を宿泊させて養育を行う事業 ショートステイ事業
- (2) 日中の養育を行う事業 デイステイ事業

(事業の委託)

第3条 市長は、事業の実施について必要と認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院又は同法第41条に規定する児童養護施設であつて、事業を適切に実施できると市長が認めたもの（以下「施設」という。）に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。ただし、保護者が当該児童の利用と併せてその兄弟姉妹の児童の利用を希望する場合において、施設での受入れが可能であり、かつ、市長がやむを得ない事情があると認めるときに限り、当該兄弟姉妹が第1号に該当しない場合であっても利用することができる。

- (1) 生後1か月から小学校6年生までであつて、市内に住所を有すること。
- (2) 健康で集団生活が可能であること。

2 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）の長は、当日の児童の健康状態等により事業の実施を中止することができる。

3 実施施設の長は、事業の実施に当たり、必要があると認める場合は、当該児童に健康診断を受診させることができる。

(利用対象者)

第5条 事業の対象となる者は対象児童の保護者とし、事業が利用できる場合は次の各号のいずれかに該当し、当該対象児童を監護する者が一時的に不在となる場合と

する。

- (1) 就労の場合
- (2) 疾病により入院又は加療を要するとき
- (3) 出産、看護、事故、災害等の事由があるとき
- (4) 育児疲れ、育児不安、看護疲れ等身体的又は精神的な事由があるとき
- (5) 冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な事由があるとき
- (6) 市の保健師が特に必要と認めたとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき

(利用定員)

第6条 実施施設の利用定員は、原則として一の実施施設において同時に2人までとする。

(利用期間)

第7条 事業は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める回数を上限として利用することができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) ショートステイ事業 1回につき1泊及び1月につき1回
- (2) デイステイ事業 1週間につき4回及び1年度につき50回

(利用時間及び休業日)

第8条 事業の利用時間及び休業日は、実施施設が定める。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の運営上特に必要があると認めるときは、実施施設の長と協議の上、利用時間等を変更することができるものとする。

(利用登録)

第9条 事業の利用を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、綾瀬市子育て短期支援事業登録申請書兼登録台帳（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、別表(1)の項又は(2)の項に掲げる世帯に該当する場合（第5条第6号に該当して利用する場合を除く。）は、当該事実を明らかにする書類を添えるものとする。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、事業の利用登録の可否を決定し、綾瀬市子育て短期支援事業登録決定（却下）通知書（第2号様式）により登録申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により事業の利用登録を認める旨の通知を受けた者（以下「利用登録

者」という。)は、綾瀬市子育て短期支援事業申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用の申請)

第10条 利用登録者は、事業を利用しようとするときは、利用を希望する日の1月前の日(その日が綾瀬市の休日を定める条例(平成元年綾瀬市条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、当該休日前の直近の休日以外の日)から利用を希望する日の7日前の日(その日が休日に当たるときは、当該休日前の直近の休日以外の日)までの午前8時30分から午後5時までに、綾瀬市子育て短期支援事業利用申請書(第3号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、実施施設の長を経由して市長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第11条 市長は、前条第1項の規定による提出があった場合は、利用の承認の可否を決定し、綾瀬市子育て短期支援事業利用承認(不承認)通知書(第4号様式)により当該利用登録者に通知するものとする。

(利用料等)

第12条 利用登録者は、別表に定める利用料を実施施設の長に支払わなければならない。

2 前項の代金のほか、児童の送迎を実施した場合の送迎に係る代金として実施施設が定める額並びに児童が緊急に診察を受けた場合の医療費、薬剤費及び児童に使用する医療材料費等の消耗品等に係る代金は、当該児童の保護者が別に負担しなければならない。

3 前2項に定める利用料及び代金は、事業の実施後速やかに保護者が実施施設の長に支払わなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 契約その他事業の実施に必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第12条関係）

利用者の世帯区分	利用児童の年齢	児童1人当たりの利用料（日額）
(1) 生活保護世帯及び第5条第6号に該当して利用する世帯		0円
(2) 市県民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭等医療費助成受給世帯	2歳未満	2,250円
	2歳以上	1,500円
(3) (1) 又は(2) 以外の世帯	2歳未満	4,500円
	2歳以上	3,000円

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

綾瀬市子育て短期支援事業登録決定（却下）通知書

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市子育て短期支援事業の登録について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

保護者氏名	
住 所	
対象児童 氏 名	
登録期間	年 月 日まで ※年度ごとに登録が必要です。
却下理由	
利用上の 注意事項	<ul style="list-style-type: none">・子育て短期支援事業を利用する場合は、実施施設に問い合わせの上、綾瀬市子育て短期支援事業利用申請書（第3号様式）などを提出してください。・利用者負担金は、お子さんをお引取りの際に実施施設でお支払いください。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

綾瀬市子育て短期支援事業利用申請書

（あて先）綾瀬市長

住所

保護者 氏名

電話

次のとおり、綾瀬市子育て短期支援事業の利用を申請します。

利用内容	ショートステイ	
・期間	デイステイ	
利用事由	出産 疾病 看護 冠婚葬祭 出張 残業 夜間勤務 事故 災害失踪 育児疲れ その他（ ）	
預かり時の保護者氏名		
引き取り時の保護者氏名		
対象児童①	氏名・性別	(男・女)
	生年月日	年 月 日
	通園・通学先	名称： 電話番号：
	送迎	要 ・ 不要
	健康状態	
対象児童②	氏名・性別	(男・女)
	生年月日	年 月 日
	通園・通学先	名称： 電話番号：
	送迎	要 ・ 不要
	健康状態	
対象児童③	氏名・性別	(男・女)
	生年月日	年 月 日
	通園・通学先	名称： 電話番号：
	送迎	要 ・ 不要
	健康状態	

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

綾瀬市子育て短期支援事業利用承認（不承認）通知書

様

綾瀬市長

年 月 日付で申請のありました綾瀬市子育て短期支援事業の利用について、次のとおり決定）しましたので通知します。

区分	承認 ・ 不承認
対象児童氏名	
利用内容・期間	ショートステイ
	デイステイ
利用料	円（1人あたり 円）
不承認理由	